

『信州大学教育学部研究論集』投稿に関する申合せ

1. 『信州大学教育学部研究論集』（以下、「本誌」）に投稿しようとする者は、原稿作成要領に従って作成した完成原稿を、原則として9月30日までに編集委員会に提出するものとする。本誌は3月発行とし、2月開催の編集委員会までに受理された原稿を当該年度の本誌に掲載する。
2. 本誌に投稿できる者は、本学部の専任教員、特任教員、客員教授、信州大学大学院教育学研究科（以下、「本研究科」）修了生、本研究科大学院生及びその他編集委員会が認めた者とする。
3. 本誌に投稿する者は、下の原稿の種別のうち一つを原稿に明記することとする。
 - (1) 学術論文
 - (2) 研究報告／実践報告等
4. 原稿の作成は、別に定める「原稿作成要領」に従うものとし、原稿の電子ファイルとオフセット印刷できるような体裁で原本1部を提出する。ただし、「学術論文」は下の④に相当するコピー2部を添えること。
 - ① 用紙はA4（縦297mm，横210mm）を用いることとする。
 - ② 原稿の分量は和文または欧文で14頁以内とする。
 - ③ 原稿には、原則として
 - (1) 表題
 - (2) 執筆者名及びその所属
 - (3) 和文キーワード（5語以内）
 - (4) 本文
 - (5) 引用文献・参考文献が記載されているものとする。
 - ④ コピー2部については、執筆者名、所属等の執筆者が判明する箇所を削除する。
5. 提出されたすべての原稿は、編集委員会が校閲を行い、「学術論文」については査読を行う。査読・校閲の手順・方法は別に定める。
6. 原稿の掲載に際し、編集委員会は投稿者に原稿の内容の修正を求めることがある。
7. 投稿された原稿は、原則として返却しない。
8. 原稿は、本学部図書館主査宛に提出するものとする。原稿提出の際には、所定の「信州大学教育学部研究論集 提出届」を作成し、印刷したものを添付すること（電子ファイルも提出すること）。和文原稿の場合、表題と執筆者の英文表記も併せて記入すること。

附 則 この申合せは、平成22年7月7日から施行する。

附 則 この申合せは、平成23年2月2日から実施する。